

避難を円滑に行うための対応策①

➤ PAZ及びUPZ内の住民の車両による避難を円滑に行うため、ヘリコプターからの映像伝送等により道路渋滞を把握し、鹿児島県・関係市町及び県警察による避難車両の誘導や、主要交差点等における交通整理・誘導・規制、「道路情報板」等を活用した広報等の交通対策を行う。

川内地域における交通対策

交通誘導策

- 避難区域及び外周の主要交差点等における県・市町職員や県警察職員等の交通整理により、円滑な避難誘導を実施。

交通広報策

- 道路管理者が管理する「道路情報板」及び県警察が管理する「交通情報板」を活用した広報
- 日本道路交通情報センター（JARTIC）が行うラジオ放送、交通情報提供システム（AMIS）を利用したカーナビへの情報提供による広報

交通規制策

- 突発対応型信号機に遠隔介入し、原子力発電所方向への車両等の進入を抑制するほか、混雑発生交差点における信号機操作、混雑エリアでの交通整理・誘導・規制等による円滑な交通流の確保
- 信号機の滅灯等動作不能の事態が発生した場合は、自家発電機等による応急復旧、警察官等による現場交通規制により対応



避難を円滑に行うための対応策②

- さつ ま せん だい し 薩摩川内市では、PAZ内4地区における自家用車避難を円滑に行うため、対象となる住民へ避難車両を識別するための「避難車両シール」を配布。
- 鹿児島県及び関係市町では、自家用車による避難誘導を適切に行うため、避難誘導のための案内板を緊急時に避難経路上に設置。
- 薩摩川内市は、地区ごとの避難経路図を作成し、薩摩川内市内の各戸に配布済。
- 鹿児島県は、県の原子力安全・避難計画等防災専門委員会における審議状況等も含めた、原子力防災等にかかる情報を広報紙として定期的に発行。



避難車両シール



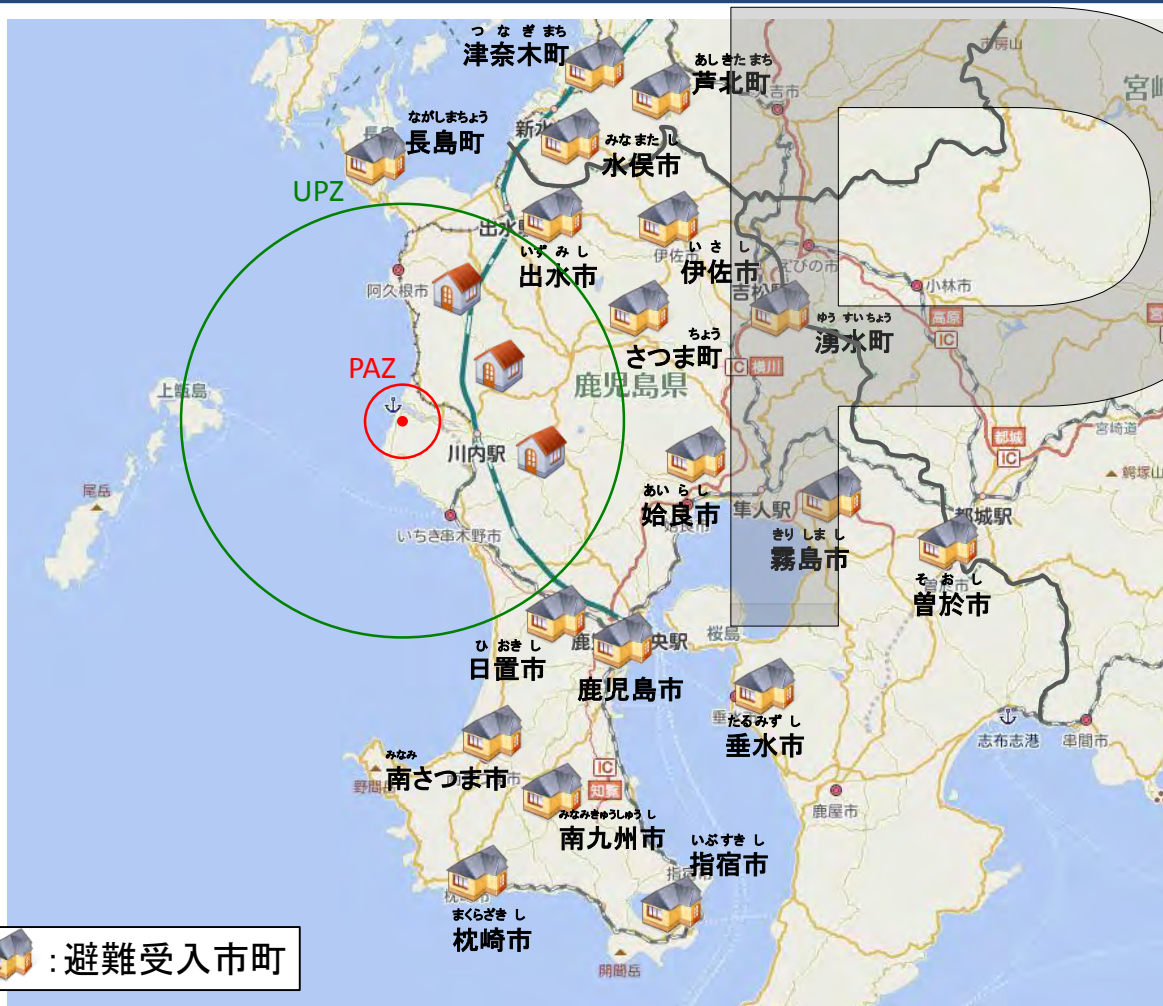
薩摩川内市が全戸配布している
避難経路図



原子力だよりかがしま
を年に数回発行

自然災害等により避難先が被災した場合の避難先の調整

- 自然災害等により、避難先施設が使用できなくなった場合は、関係市町の避難計画において決められている受入先市町を避難先候補(合計約830施設・受入可能人数約24万人)として、鹿児島県が調整のうえ避難先を決定する。
- 不測の事態により、避難計画において受入先と決められている市町が避難先にできない場合は、鹿児島県が県内の受入先以外の市町村等とも調整のうえ、避難先を決定する。



避難計画で定められている受入先市町

避難元市町	受入先市町
薩摩川内市	鹿児島市
	垂水市
	曾於市
	霧島市
	南さつま市
	始良市
	湧水町
	薩摩川内市
	鹿児島市
	枕崎市
いちき串木野市	指宿市
	南九州市
	伊佐市
	始良市
阿久根市	長島町
	湧水町
	熊本県芦北町
	熊本県津奈木町
	鹿児島市
	鹿児島市
出水市	霧島市
	伊佐市
	熊本県水俣市
	出水市
日置市	南さつま市
	日置市
始良市	始良市
	鹿児島市
さつま町	霧島市
	さつま町
長島町	長島町

6. UPZ内における対応

<対応のポイント>

1. 全面緊急事態となった場合、放射性物質の放出前の段階において、住民（避難行動要支援者を含む。）は屋内退避を開始するため、これを円滑に実施できる体制が必要。
2. 放射性物質の放出後は、緊急時モニタリングの結果を踏まえて、原子力災害対策指針で定める基準（OIL）に基づき、空間放射線量率が基準値を超える区域を特定し、当該区域の住民が一時移転等を行うこととなるため、一時移転等できる体制を整備。一時移転等の対象区域以外は、国の原子力災害対策本部の指示があるまで屋内退避を継続。

UPZ内における防護措置の考え方

- 全面緊急事態となった場合、放射性物質の放出前の段階において、予防的防護措置として、PAZ内住民の即時避難開始とともに、UPZ内住民は屋内退避を開始する。
- 万が一放射性物質の放出に至った場合、放射性プルームが通過している間に屋外で行動するとかえって被ばくのリスクが増加するおそれがあるため、屋内退避を継続する。
- その後、国の原子力災害対策本部は、緊急時モニタリングの結果により、原子力災害対策指針で定める基準(OIL)に基づき、空間放射線量率が基準値を超える区域を特定する。毎時500 μ Sv超過の区域を数時間内を目途に特定し、当該特定された地域の住民は避難等(移動が困難な者の一時屋内退避を含む。)を行う(OIL1)。また、毎時20 μ Sv超過した時から概ね1日が経過した時の空間放射線量率が毎時20 μ Sv超過している区域を特定し、当該特定された地域の住民は、1週間程度内に一時移転を行う(OIL2)。
- これらの防護措置(以下、「一時移転等」と言う。)を的確に実施する。



UPZ内の防護措置の基本的な流れ

全面緊急事態

屋内退避

放射性物質の放出

緊急時
モニタリング

毎時20 μ Sv超過と
特定された区域※

1週間程度内に
一時移転

※ 空間放射線量率が毎時500 μ Sv超過となる区域が特定された場合は当該区域の住民を避難させる。

一時移転等に備えた関係者の対応

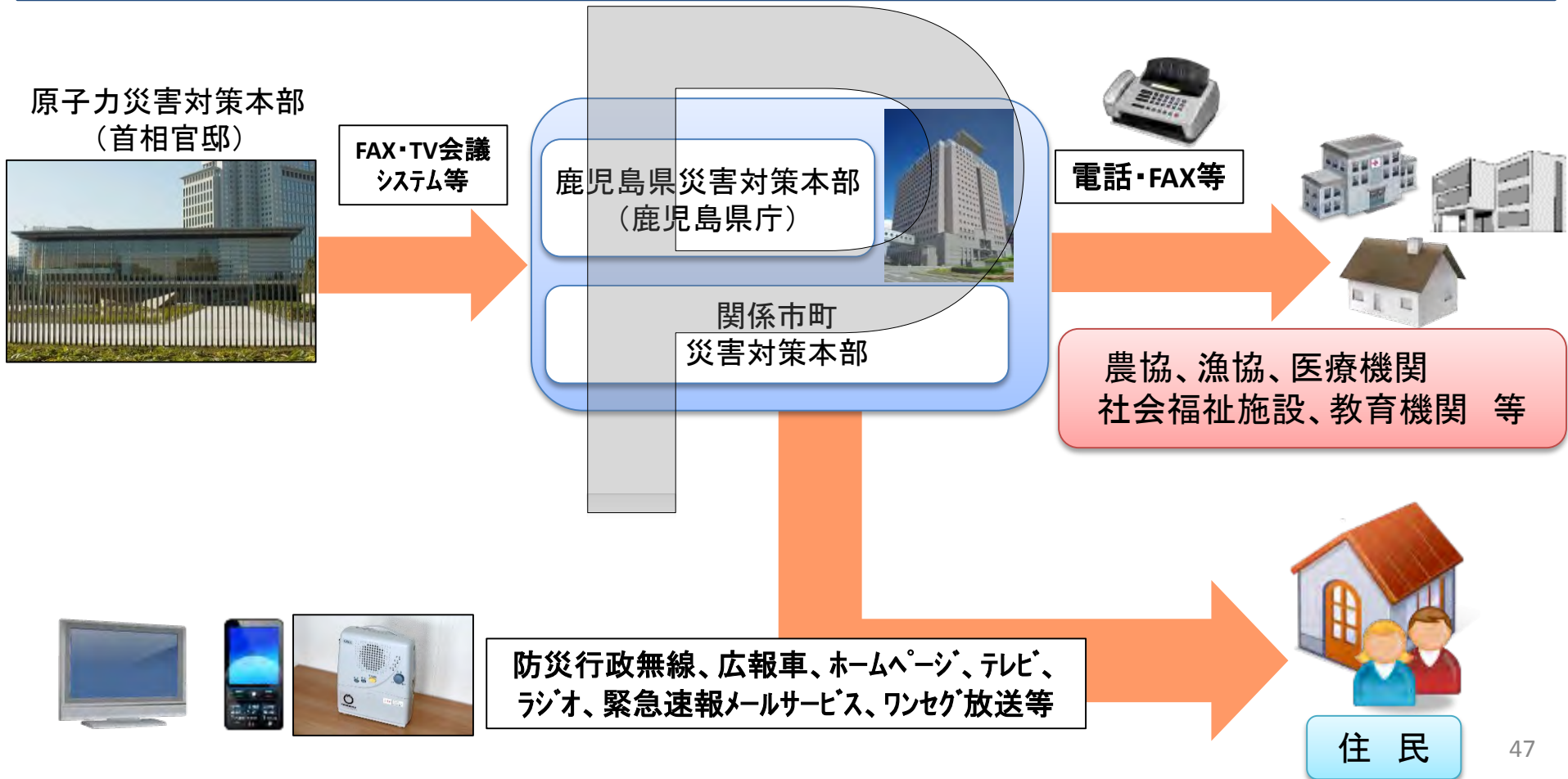
- ▶ 鹿児島県及び関係市町は、警戒事態で災害対策本部を設置。
- ▶ 鹿児島県は、全面緊急事態になった時点で、住民の一時移転等に備え、鹿児島県内のバス会社に「災害時等におけるバスによる緊急輸送等に関する協定」※に基づき、バスの派遣準備を要請。
- ▶ 関係市町は、一時移転等の対象となる各地区に職員を配置。



※ 鹿児島県と公益社団法人鹿児島県バス協会(協力事業者33社)が、平成27年6月26日に締結

一時移転等を行う際の情報伝達

- 一時移転等の指示は、国の原子力災害対策本部から、鹿児島県及び関係市町に対し、TV会議システム等を用いて伝達。
- 鹿児島県及び関係市町から、住民、農協、漁協、医療機関、社会福祉施設等へは、防災行政無線、広報車、緊急速報メールサービス、電話、FAX等のあらゆる情報発信手段を活用して伝達。



UPZ内の観光客等一時滞在者の避難等

- 鹿児島県及び関係市町は観光客等一時滞在者に対し、警戒事態において帰宅等呼びかける。
- 自家用車等により速やかに帰宅等可能な一時滞在者は、警戒事態の段階で、自家用車等にて帰宅等を開始。
- 路線バス等公共交通機関も利用できない観光客など、帰宅等に時間を要する一時滞在者については、宿泊施設や公共施設等にて待機。その後、全面緊急事態までに、公共交通機関を利用し帰宅等可能な一時滞在者は、帰宅等を実施。
- 全面緊急事態の段階までに帰宅等が困難な一時滞在者は、宿泊施設や公共施設等において屋内退避を実施し、その後、OIL基準に基づく一時移転等の指示があった場合には、宿泊施設や公共施設等にて鹿児島県及び関係市町が確保した車両で一時移転等を実施。

<観光客等一時滞在者の避難の流れ>

